

行政改革の実施状況

(「行政改革推進法」、「行政改革の重要方針」及び「今後の行政改革の方針」のフォローアップ)

平成21年3月31日

行政改革推進本部

I. 行政改革推進法の実施状況

| 行政改革推進法の概要 | 区分 | 措置状況 | 平成20年度の実施状況 |
|---|--|---|---|
| <p>1. 政策金融改革</p> <p><政策金融機関の再編、貸付金残高対GDP比半減></p> <p>○平成20年度において、現行政策金融機関（商工組合中央金庫、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国際協力銀行及び日本政策投資銀行）の組織及び機能を再編成し、その政策金融の機能を新たに設立する一の政策金融機関に担わせる（沖縄振興開発金融公庫については平成24年度以降に統合）。国際協力銀行の政府開発援助機能は独立行政法人国際協力機構に担わせる。</p> <p>○平成20年度末における新政策金融機関（沖縄振興開発金融公庫を含む）の貸付金残高の対GDP比が、平成16年度末の現行政策金融機関の貸付残高の対GDP比の半分以下となるようにする。</p> <p><商工組合中央金庫の完全民営化></p> <p>○商工組合中央金庫を完全民営化するものとし、平成20年度に、国の関与を縮小して経営の自主性を確保する措置を講ずる。その5年後から7年後を目途として、政府出資をすべて処分する。</p> | <p>法第4条～第13条</p> <p>法第4条</p> <p>法第6条</p> | <p>措置済み</p> <p>一部措置済み</p> <p>一部措置済み</p> | <p>○平成20年10月、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行を統合し、一の新政策金融機関として株式会社日本政策金融公庫が設立。</p> <p>○平成20年10月、国際協力銀行の海外経済協力業務を独立行政法人国際協力機構に移管。</p> <p>○平成20年度決算において、貸付金残高の対GDP比が、平成16年度の貸付残高の対GDP比の半分以下となるようにする。</p> <p>○平成20年10月、協同組織法人から株式会社へ組織転換（特殊会社化）。</p> <p>○特殊会社化後、市場動向を踏まえつつ、概ね5年後から7年後を目途として、政府保有株式をすべて処分。処分後、直ちに「株式会社商工組合中央金庫法」を廃止するための措置その他必要な措置を講ずる。</p> |

| | | | |
|--|----------------------------|--------------------|---|
| <p><日本政策投資銀行の完全民営化> ○日本政策投資銀行を完全民営化するものとし、平成 20 年度に、国の関与を縮小して経営の自主性を確保する措置を講ずる。その 5 年後から 7 年後を目途として、政府出資をすべて処分する。</p> | <p>法第 6 条</p> | <p>一部措置 済み</p> | <p>○平成 20 年 10 月、日本政策投資銀行を解散し、新たに株式会社日本政策投資銀行が設立（特殊会社化）。 ○特殊会社化後、市場動向を踏まえつつ、概ね 5 年後から 7 年後を目途として、政府保有株式をすべて処分。処分後、直ちに「株式会社日本政策投資銀行法」を廃止するための措置その他必要な措置を講ずる。</p> |
| <p><公営企業金融公庫の廃止> ○公営企業金融公庫を、平成 20 年度において、廃止し、地方公共団体のための資金調達を公営企業金融公庫により行う仕組みは、資本市場からの資金調達その他金融取引を活用して行う仕組みに移行させる。</p> | <p>法第 7 条</p> | <p>措置済み</p> | <p>○平成 20 年 8 月、地方公共団体が自ら設立・運営する地方公営企業等金融機構を設立。同年 10 月、公営企業金融公庫を解散し、機構に業務を承継。</p> |
| <p>2. 独立行政法人の見直し ○平成 18 年度以降に初めて中期目標期間が終了する独立行政法人に関し、歳出縮減を図る見地から、業務の廃止・縮小・重点化等の見直しを行う。 （※「行政改革の重要方針」における同様の規定による見直し及び「独立行政法人通則法」による見直しと併せて実施）</p> | <p>法第 15 条 ～第 16 条</p> | <p>一部措置 済み</p> | <p>○行政改革推進法の趣旨を踏まえ、「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定（以下同）、以下「整理合理化計画」という。）に定められた事項を着実に実施中。 【個別法人の主な見直し状況】 ・通関情報処理センター：平成 20 年 10 月民営化（特殊会社化）。 ・統計センター：非公務員化を内容とする改正法案を平成 20 年通常国会に提出済（継続審議）。 ・国立高等専門学校機構、国立国語研究所、メディア教育開発センター：国立高等専門学校機構が設置する高専の統合、国立国語研究所の大学共同利用機関法人人間文化研究機構への移管、メディア教育開発センター</p> |

| | | | |
|---|----------------------------|--------------------|--|
| <p>3. 特別会計改革</p> <p>○特別会計改革は、特別会計の廃止・統合、経理の明確化を図るとともに、特別会計の事務事業の合理化・効率化を図ることにより平成 18～22 年度を目途に計画的に推進する。</p> <p>○平成 18 年度からの 5 年間で、特別会計の資産、剰余</p> | <p>法第 17 条 ～第 41 条</p> | <p>一部措置 済み</p> | <p>の廃止等を内容とする整備法が平成 21 年通常国会で成立。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用・能力開発機構：平成 20 年 12 月 24 日、法人の廃止等を内容とする閣議決定。 <p>【横断的事項の主な見直し状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・随意契約の見直し：競争性のない随意契約の全契約に占める割合 47.6%→39.7%（平成 19 年度）。 ・保有資産の売却・国庫納付：55 億円の実物資産を処分（平成 20 年 8 月まで）。 <p>○「整理合理化計画」を踏まえ、不要財産の国庫納付の義務付け、評価機関の一元化、監事の職務権限の強化、非特定独立行政法人の役職員の再就職に係る規制等を内容とする「独立行政法人改革法案」（独立行政法人通則法の一部を改正する法律案・独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案）を平成 20 年通常国会に提出済（継続審議）。</p> <p>○財政支出削減額については、対前年度で、</p> <p>20 年度 ▲1,569 億円 21 年度 ▲1,372 億円 の削減となっている。</p> <p>○「特別会計に関する法律」に基づき平成 18 年度時点で 31 あった特別会計を平成 23 年度までに 17 に縮減することとしており、平成 21 年度においては、特別会計の数は 21 となっている（船員保険特別会計が平成 22 年 1 月 1 日に廃止された後は 20 となる予定である）。</p> |
|---|----------------------------|--------------------|--|

| | | | |
|--|----------------|--------------------|---|
| <p>金をスリム化し、総額 20 兆円程度の財政健全化への寄与を目指す。</p> <p>○特別会計の新設は、事務事業の合理化・効率化、財政の健全化に資する場合を除き、行わない。また、5年ごとに存続の必要性を検討する。</p> <p>○特別会計の廃止・統合、一般会計と異なる取扱いの整理、企業会計の慣行を参考とした情報開示のため、本法の施行後 1 年以内に法制上の措置を講ずる。</p> <p>○個々の特別会計につき、廃止及び統合、事務及び事業の効率化等改革の方向性を定める。</p> <p>○特定財源制度に係る税の収入額の使途の在り方について、納税者の理解を得られるよう、見直しを行う。</p> | <p>法第 20 条</p> | <p>一部措置 済み</p> | <p>○平成 21 年度予算においては、特別会計歳出のうち、特別会計の歳出総額から、特別会計間の重複計上額等のほか、国債償還費等、社会保障給付といった、特別会計改革とは別途議論すべきものを除外した、事務・事業に係る歳出を約 10.0 兆円とし、前年度対比で約 1.2 兆円の削減（削減額のうち、地方道路整備臨時交付金の廃止によるものが、約 0.7 兆円）。</p> <p>○平成 21 年度予算において、「特別会計に関する法律」に基づき、外国為替資金特別会計等、5 特別会計の剰余金等約 2.5 兆円を一般会計に繰入れ。</p> <p>（注）「特別会計に関する法律」の原則に基づいた上記の活用その他、以下の措置を実施。</p> <p>①平成 20 年度補正予算（第 2 号）及び平成 21 年度予算において、臨時的・特例的に、財政投融资特別会計から、それぞれ約 4.2 兆円を一般会計に繰入れ。</p> <p>②平成 21 年度予算において、年金特別会計業務勘定の特別保健福祉事業資金について、資金自体を清算し、残余 1,570 億円を一般会計に繰り入れ。</p> <p>○道路特定財源制度を廃止し、一般財源化するため、平成 21 年通常国会に「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案」を提出済。</p> |
| <p>4. 総人件費改革 <人件費削減総論></p> <p>○総人件費改革は、国家公務員及び地方公務員について、その総数の純減及び給与制度の見直しを行うと</p> | <p>法第 42 条</p> | <p>一部措置 済み</p> | <p>○国・地方を通じ、定員・給与両面から改革を推進し、予算、地方財政計画に反映。</p> |

| | | | |
|--|---|------------------------|--|
| <p>もに、独立行政法人、国立大学法人等、特殊法人及び認可法人の役員及び職員についても、これに準じた措置を講ずることにより、これらの者に係る人件費の総額の削減を図ることにより行われるものとする。</p> <p><国家公務員定員純減></p> <p>○国家公務員（郵政公社職員を除く 68.4 万人）を平成 18 年度からの 5 年間で 5%以上純減する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の行政機関の定員（33.2 万人）を平成 18 年度からの 5 年間で 5%以上純減。その実現のため、国の事務及び事業に関し合理化及び効率化のための措置を講ずる。 ・ 自衛官の人員数（23.7 万人）について、国の行政機関の定員純減の例に準じて純減。 ・ 国会、裁判所、会計検査院、人事院の職員の定員（3.1 万人）についても、各機関の特質等にも留意しつつ、行政機関に準じた取組を行うよう求める。 | <p>法第 43 条</p> <p>法第 44 条 ～第 50 条</p> <p>法第 44 条</p> <p>重 要 4 (1)</p> | <p>一 部 措 置 済 み</p> | <ul style="list-style-type: none"> ①平成 21 年度国家公務員人件費（一般会計及び特別会計の合計、基礎年金国庫負担割合の引上げによる 420 億円程度の増を含む） ： 53,195 億円（対 20 年度：▲57 億円） ②平成 21 年度地方財政計画上の給与関係経費（公立保育所保育士人件費等を除く） ： 214,221 億円（対 20 年度：▲4,091 億円） <p>○国家公務員の定員純減について、以下のとおり取組。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政機関 平成 18 年度から平成 22 年度の 5 年間で▲5.7%（▲18,936 人）以上の定員純減目標（「国の行政機関の定員の純減について」（平成 18 年 6 月 30 日閣議決定、以下同））の達成に向け、以下のとおり定員を純減。 平成 21 年度：▲2,525 人※（平成 18～21 年度：▲10,278 人※）（※計画外である日本年金機構への移行減▲12,280 人を除く） ・ 自衛官 教育・給食・整備・補給等の分野で業務の民間委託を進めるなどにより以下のとおり実員を純減。 21年度：▲1,860人（平成18～21年度：▲3,703人） ・ 特別機関（国会、裁判所、会計検査院、人事院） 業務の合理化・民間委託等の取組を実施し、以下のとおり定員を純減。 |
|--|---|------------------------|--|

| | | | |
|--|----------------|-------------------------|--|
| <p><国の事務及び事業の見直し> ○国の事務・事業の合理化及び効率化に伴う定員の改廃に当たり、関係する職員の異動を円滑に行うため、府省横断的な配置転換、職員研修を行う仕組みの構築、職員の採用抑制を講ずる。</p> | <p>法第 45 条</p> | <p>一 部 措 置 済 み</p> | <p>国会 ▲47 人（18～21 年度：▲177 人） 衆議院（事務局・法制局） ▲19 人（18～21 年度：▲76 人） 参議院（事務局・法制局） ▲16 人（18～21 年度：▲57 人） 国立国会図書館 ▲10 人（18～21 年度：▲42 人） 裁判官訴追委員会 ▲1 人（18～21 年度：▲1 人） 裁判官弾劾裁判所 ▲1 人（18～21 年度：▲1 人） 裁判所 +78 人（18～21 年度：+306 人） 会計検査院 +6 人（18～21 年度：▲13 人） 人事院 ▲9 人（18～21 年度：▲28 人） ※裁判所については、裁判官等の裁判部門の要員確保を図る一方で、司法行政部門を中心に業務の見直しにより 21 年度に▲102 人の定員削減、他に▲25 人の内部振替を実施。（平成 18～21 年度：▲377 人の定員削減、他に▲148 人の内部振替）</p> <p>○「国家公務員の配置転換、採用抑制等に関する全体計画」（平成 18 年 6 月 30 日閣議決定）の配置転換見込み数 2,908 人を達成すべく、平成 19 年度から平成 22 年度までの 4 年間、配置転換を実施（平成 19～20 年度実績：1,531 人）。 平成 21 年度受入目標数：678 人（内定数 705 人） 平成 22 年度受入目標数：347 人（国家公務員雇用調</p> |
|--|----------------|-------------------------|--|

| | | | |
|--|--|--|---|
| <p><国家公務員の給与制度の見直し> ○国家公務員の給与制度について、職務と責任に応じた給与の体系、国家公務員の給与と民間における賃金との比較方法の在り方その他の事項についての人事院における検討の状況を踏まえ、必要な措置を18年度から講ずる。</p> <p><特定独立行政法人の見直し> ○平成18年度以降に中期目標の期間が終了する特定独立行政法人のうち、役職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められないものは、特定独立行政法人以外の独立行政法人に移行させる。</p> <p><独立行政法人等における人件費の削減> ○独立行政法人等は、その役員及び職員に係る人件費の総額について、平成18年度以降の5年間で平成17年度における額から5%以上減少させることを基本として、人件費を削減するよう取り組む。</p> | <p>法第51条</p> <p>法第52条</p> <p>法第53条 ～第54条</p> | <p>一部措置 済み</p> <p>一部措置 済み</p> <p>一部措置 済み</p> | <p>整本部決定（平成21年3月6日）</p> <p>○平成18年度から実施されている給与構造改革の一環として、本府省における業務の特殊性、困難性等に鑑み、本府省固有業務等に従事している課長補佐以下の職員に対して支給する本府省業務調整手当を創設。</p> <p>○平成20年度給与改定の取扱方針（閣議決定）において、「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定、以下同）等を踏まえ、人事院に対し、来年の人事院勧告時に地域別官民給与の実態を公表し、その状況も踏まえつつ、俸給表水準について必要な見直しを検討するよう要請。</p> <p>○平成19年度見直し及び整理合理化計画において非公務員化することとされた統計センターの役職員（863人：平成21年1月1日現在）に関して、独立行政法人統計センター法の一部改正法案を平成20年通常国会に提出済（継続審議）。</p> <p>○国立病院機構の役職員（50,050人：平成21年1月1日現在）について非公務員化の方向で、現場での点検を含めた所要の作業を進める。</p> <p>○独立行政法人について、国家公務員の定員の削減目標（5年間で5%以上の純減）及び給与構造改革を踏まえ、主務大臣は、各法人の中期目標を改定し、国家公務員に準じた人件費削減の取組を指示することとし</p> |
|--|--|--|---|

| | | | |
|---|----------------|---------------------|--|
| <p><地方公務員の職員数の純減> ○政府は、地方公務員の総数が平成 17 年度から 5 年間で 4.6%以上純減させたものとなるよう、地方公共団体に職員数の厳格な管理を要請し、協力する。</p> | <p>法第 55 条</p> | <p>一部措置 済み</p> | <p>た。各法人の長は、その取組を含め中期計画を策定して、整理合理化計画も踏まえ、着実な削減に取り組んでいる。</p> <p>○国立大学法人法に基づく法人について、国家公務員の定員の削減目標（5年間で5%以上の純減）及び給与構造改革を踏まえ、主務大臣は、各法人の中期目標において、国家公務員に準じた人件費削減の取組を示し、各法人の長は、その取組を含め中期計画を変更して、着実な削減に取り組んでいる。</p> <p>○特殊法人及び認可法人について、主務大臣より各法人に対して、国家公務員の定員の削減目標（5年間で5%以上の純減）及び給与構造改革を踏まえ、各法人ごとに、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うことを要請した。各法人は、要請を踏まえて人件費削減計画を策定して、着実な削減に取り組んでいる。</p> <p>○主務大臣は、各法人の人件費削減の取組状況についての的確な把握等を実施。</p> <p>○地方公務員の総数は、平成 20 年 4 月 1 日現在で、289 万 9,378 人であり、対前年比は、過去最大の▲51,918 人（▲1.8%）の純減となり、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）において定められた、5 年間で行政機関の国家公務員と同程度の定員純減目標（▲5.7%）に対して、3 か年（17～20 年）で▲4.7%の純減を達成。 3 か年の純減数は以下のとおり。 全地方公共団体：▲142,744 人 うち都道府県：▲48,873 人</p> |
|---|----------------|---------------------|--|

| | | | |
|---|--------------|---------------------------|---|
| <p>制し、国の債務残高を抑制し、剰余金が過大にならないことを原則とする。</p> <p><公会計> ○企業会計の慣行を参考とした財務書類の整備を促進する。</p> | | | <p>り財源を捻出することにより、第2次補正予算については、「生活対策」の財源としては財政投融资特別会計の金利変動準備金を臨時・特例的に活用すること等により、追加の国債発行を抑制。</p> <p>○公会計については、平成20年度より、「特別会計に関する法律」に基づき、「特別会計財務書類」を会計検査院の検査を経て国会に提出。さらに、財務書類の作成・公表の早期化を図るため、「財務書類作成システム」の開発を開始。</p> |
| <p><地方公共団体> ○地方公共団体においても、資産債務の実態を把握し、管理体制の状況を確認するとともに、改革を推進するための具体的な施策を策定する。また、地方公共団体に対し、企業会計の慣行を参考とした貸借対照表その他財務書類の整備に関し必要な情報の提供等を行う。</p> | <p>法第62条</p> | <p>措置済み （継続的に措置）</p> | <p>○平成20年6月に「地方公会計の整備促進に関するワーキンググループ」を設置し、支援策を検討。中小規模の市町村向けの財務書類作成の作業手順や資産・債務改革への活用方策を解説した手引書、作業の効率化のためのワークシートを配布。</p> <p>○平成21年1月に地方公共団体の資産・債務改革の取組状況に関する調査を実施。調査に併せて国の取組を地方公共団体に情報提供。</p> |
| <p>6. 公務員制度改革 ○能力・実績に基づく人事管理、退職管理の適正化について、できるだけ早期に具体化のため必要な措置を講ずる。</p> | <p>法第63条</p> | <p>一部措置済み</p> | <p>○平成20年12月31日に改正国家公務員法（平成19年法律第108号、以下同）の退職管理関係規定を全面施行。各府省による再就職のあっせん（※）の禁止等の規制を導入するとともに、中立・公正な仕組みによる官民人材交流センターに一元化。</p> <p>（注）各府省による再就職のあっせんについては、法</p> |

| | | |
|--|--------------------|---|
| <p>○公務員の労働基本権、人事院制度、給与制度その他公務員に係る制度の在り方について、国民の意見に十分配慮して、幅広く検討を行う。</p> | <p>一部措置 済み</p> | <p>律上、法施行後3年以内の移行期間中、承認を得た場合に限り認められていたが、終了時期を大幅に前倒しし、平成21年12月31日をもって全面禁止。</p> <p>○「公務員制度改革に係る「工程表」について」（平成21年2月3日国家公務員制度改革推進本部決定（以下同）、以下「工程表」という。）において、「平成21年以降、定年まで勤務できる環境の整備、定年延長等の検討といった人事制度の再構築を目指した取組を進めることで、早期退職慣行について更なる是正を図り、平成23年から、いわゆる「天下り」の根絶に対応した新たな人事制度を実現する。」ことを決定。</p> <p>○平成21年3月、能力・実績に基づく人事管理の徹底を図るための改正国家公務員法の施行に伴い、「人事評価の基準、方法等に関する政令」、「採用昇任等基本方針」等を決定。また、人事評価の結果を任免・給与等へ活用するための人事院規則を制定（施行：平成21年4月1日）。</p> <p>○改正国家公務員法の内容や地方の実態等を踏まえ、能力・実績主義に基づく人事管理の徹底及び退職管理の適正確保等を内容とした地方公務員法等改正案（地方公務員及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案）を平成19年通常国会に提出済（継続審査）。</p> <p>○工程表に基づき第171通常国会に提出した「国家公務員法等の一部を改正する法律案」の中で「自衛隊法」を併せて改正し、防衛省職員について、能力・実績主義による人事管理の徹底の整備等を措置。</p> <p>○「公務員制度の総合的な改革に関する懇談会報告書」（平成20年2月5日。座長：岡村正東芝取締役会長）を踏まえ立案・提出された「国家公務員制度改革基本</p> |
|--|--------------------|---|

| | | |
|---------------------------------------|--------------------|---|
| <p>○国と民間企業との人事交流を促進するため必要な措置を講ずる。</p> | <p>一部措置 済み</p> | <p>法」(平成20年法律第68号、以下同)が成立。同基本法に基づき、国家公務員制度改革推進本部顧問会議の議論を踏まえながら、改革を推進中。</p> <p>○国家公務員制度改革基本法に掲げるそれぞれの改革事項について、いつまでに実現するのかということをも具体的に示した工程表を決定。</p> <p>○工程表に基づき、内閣による人事管理機能の強化等を図るため、人事の一元管理に関する規定の創設並びに内閣官房の所掌事務及び内閣人事局の設置に関する規定の整備等を行う「国家公務員法等の一部を改正する法律案」を第171通常国会に提出済。</p> <p>○労働基本権については、国家公務員制度改革基本法において、「政府は、協約締結権を付与する職員の範囲の拡大に伴う便益及び費用を含む全体像を国民に提示し、その理解のもとに、国民に開かれた自律的労使関係制度を措置するものとする」とされたところ。また、工程表において、「国民に開かれた自律的労使関係制度の措置へ向け、協約締結権を付与する職員の範囲の拡大等に関する具体的制度設計について、平成21年中に国家公務員制度改革推進本部労使関係制度検討委員会の結論を得る。その上で、平成22年中に所要の法律案を国会に提出し、準備期間を経て平成24年までに施行する。」ことを決定。</p> <p>○交流元企業と雇用関係が継続している者の交流採用を可能にするための官民人事交流法を改正(平成18年9月20日施行)。</p> <p>○官民交流の抜本的拡大を図るため、総務省において、国・経済界・有識者等からなる官民人事交流推進会議を平成19年度から開催。</p> |
|---------------------------------------|--------------------|---|

| | | | |
|---|-------------------------------|--|--|
| <p>7. 規制改革</p> <p>○金融、情報通信技術、出入国管理、社会福祉、労働、土地測量その他の分野における規制の在り方について検討し、必要な措置を講ずる。</p> <p>8. 競争の導入による公共サービスの改革</p> <p>○「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく改革を推進する。</p> | <p>法第 64 条</p> <p>法第 65 条</p> | <p>措置済み (継続的に措置)</p> <p>一部措置済み</p> | <p>○公務の公正性を確保しつつ、円滑な官民人事交流の推進に資するよう、交流制限の見直し及び手続の簡素化のため人事院規則等を改正（平成 21 年 1 月 1 日施行）。</p> <p>○工程表において、「手続きの簡素化、対象の拡大等（所管業種との交流に関する規制の見直しを含む）を図るとともに、国と企業の間における人事交流のみならず、個人に着目した官民の人材交流を促進するために、必要な法制等につき検討し、平成 22 年に所要の法制上の措置を講ずる」ことを決定。</p> <p>○平成 20 年 12 月 22 日、規制改革会議の第 3 次答申（ライフサイエンス分野の規制改革等）。平成 21 年 3 月 31 日、同答申に記されている具体的施策等を踏まえ、約 1,400 項目の規制改革事項を盛り込んだ規制改革推進のための 3 か年計画を再改定。</p> <p>○平成 18 年 5 月 26 日に成立した「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（以下「公共サービス改革法」という。）が同年 7 月 7 日に施行され、同日、官民競争入札等監理委員会（委員長：落合誠一中央大学法科大学院教授）を内閣府に設置。</p> <p>○公共サービス改革法に基づき、①公共サービス改革に関する政府の基本的な考え方、②官民競争入札等の対象とする業務を内容とする「公共サービス改革基本方針」を平成 18 年 9 月 5 日に閣議決定。その後、4 度に</p> |
|---|-------------------------------|--|--|

| | | | |
|--|-------------------------------|---|--|
| <p>9. 公益法人制度改革</p> <p>○「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の適切な運用を確保する。</p> <p>10. 政策評価の推進</p> <p>○内閣の重要政策に係る政策評価の重点的かつ効率的な実施を推進する。</p> | <p>法第 66 条</p> <p>法第 67 条</p> | <p>措置済み (継続的に措置)</p> <p>措置済み (継続的に措置)</p> | <p>わたり対象事業の追加等のため基本方針を改定（閣議決定）。</p> <p>○「公共サービス改革法」の一部改正法（不動産登記法等の特例規定の整備）が平成 19 年通常国会において成立。</p> <p>○刑事施設における被収容者に対する健康診断の実施等に関する業務の民間事業者への委託について、官民競争入札等により行うことができるとする等の措置を講ずる、特区法及び公共サービス改革法の一部改正法案を平成 21 年通常国会に提出済。</p> <p>○公益法人制度改革関連 3 法が、平成 18 年通常国会において成立。</p> <p>○平成 19 年 4 月から内閣府に公益認定等委員会が発足。同委員会の答申に基づき、平成 19 年 9 月に関連の政令・内閣府令の制定、平成 20 年 4 月の公益認定等ガイドラインの制定を経て、平成 20 年 12 月に新制度を全面施行。</p> <p>○各府省は内閣総理大臣施政方針等に示された内閣の重要政策に関する評価について、評価を重点的かつ効率的に実施。</p> <p>○「経済財政改革の基本方針 2007」等に基づき、政策評価の重要対象分野の取組を推進。 具体的には、政策評価・独立行政法人評価委員会の調</p> |
|--|-------------------------------|---|--|

| | | | |
|---|-------------|--------------------|---|
| <p>11. その他横断的事項</p> <p>○政府及び地方公共団体の事務及び事業の透明性の確保を図り、その必要性の有無及び実施主体の在り方について事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行う。</p> | <p>法第2条</p> | <p>一部措置 済み</p> | <p>査審議及び答申を経て、平成20年11月28日、19年度の重要対象分野（注）である少子化社会対策関連施策（①育児休業制度、②仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組、③子育て支援サービス）及び若年者雇用対策に係る関係府省の評価結果について、上記答申において明らかにされた諸課題とともに総務大臣から経済財政諮問会議に報告。</p> <p>また、同日、平成20年度の重要対象分野の選定等について、総務大臣から同会議に対し意見を述べ、地震対策のうち建築物の耐震化及び地震保険、医師確保対策が選定。</p> <p>（注）19年度の重要対象分野のうち、農地政策については、新たな施策に係る所要の措置が講じられた後に適切なタイミングで評価を実施。</p> <p>○左記の考え方に基づき、総人件費改革については、「国の行政機関の定員の純減について」に基づく定員純減を推進。また、市場化テストの推進に当たっても、事業仕分けの趣旨を踏まえて、廃止や官民競争入札等の対象事務の選定を行うことなどを盛り込んだ「公共サービス改革基本方針」を平成18年9月5日に閣議決定。その後、4度にわたり対象事業の追加等のため基本方針を改定（閣議決定）。</p> |
|---|-------------|--------------------|---|

Ⅱ. 既往の閣議決定の実施状況

(「行政改革の重要方針」、「今後の行政改革の方針」(行政改革推進法の対象事項はⅠに記述))

| 既往の閣議決定の概要 | 区分 | 措置状況 | 平成20年度の実施状況 |
|--|--|---|--|
| <p>1. 政府関係法人の見直し</p> <p>(1) 特殊法人等改革</p> <p>○引き続き、「特殊法人等整理合理化計画」の具体化を進める。</p> <p>○特殊法人等から移行した独立行政法人について、事業の廃止・縮小・重点化等を通じて財政支出の縮減を図る。</p> <p>(2) 独立行政法人の組織・業務全般の見直し等</p> <p>○「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」(平成15年8月1日閣議決定)に基づき、中期目標期間の終了時において、組織・業務全般について極力整理縮小する方向で見直す。</p> <p>○国家公務員以外が業務を担う場合の問題点を説明できない場合、特定独立行政法人以外の独立行政法人への移行を進める。</p> <p>(※「行政改革推進法」における同様の規定による見直し及び「独立行政法人通則法」による見直しと併せて実施)</p> | <p>方針 1 (3)</p> <p>方針 1 (2) 重要 2 (1)</p> | <p>一部措置 済み</p> <p>措置済み (継続的 措置)</p> <p>措置済み (継続的 措置)</p> <p>一部措置 済み</p> | <p>○これまでに、改革対象163法人のうち約9割強(148法人)について、廃止、民営化、独立行政法人化等に向け、法制上の措置その他必要な措置を講じた(現状維持とされた6法人を除く今後措置予定の9法人についての措置内容は決定済み)。特殊法人等から移行した独立行政法人分を含め、特殊法人等向け財政支出については、「特殊法人等整理合理化計画」に基づく組織形態・事業の徹底した見直しにより、一般会計及び特別会計合わせて、約2兆円の削減効果。</p> <p>○平成20年度末に中期目標期間が終了する15法人については、平成19年度までに組織・業務全般の見直しを実施済。</p> <p>○統計センター：非公務員化を内容とする改正法案を平成20年通常国会に提出済(継続審議)。</p> <p>○国立病院機構の役職員(50,050人：平成21年1月1日現在)について非公務員化の方向で、現場での点検を含めた所要の作業を進める。</p> |

| | | | |
|---|---|-------------|--|
| <p>(3) 行政代行法人等の見直し</p> <p>○官民の役割分担、規制改革及び国の関与等の透明化・合理化の観点から、平成18年度末までに以下の法人について所要の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別の法律により設立される民間法人 ・その他の特別の法律により設立される法人 ・法令等に基づき、国の指定、認定、登録等を受けて、法令等で定められた特定の事務・事業を実施している法人 ・補助金等の交付により造成した基金等を保有する法人 | <p>方針 1 (4)</p> <p>重要 2 (4)</p> | <p>措置済み</p> | <p>○補助金等の交付により造成した基金については、平成18年12月の見直し(約1,700億円の国庫返納等を決定)に加えて、平成20年12月24日行政改革推進本部決定において、平成20年度から平成23年度までに、15法人の22基金から総額1,076億円を国庫に返納すること等を決定。</p> |
| <p>2. 社会保険庁改革</p> <p>○平成20年10月を目途に、現行の社会保険庁を廃止するとともに、公的年金と政管健保の運営を分離の上、それぞれ新たな組織を設置する等の解体的出直しを行い、所要の法律案を平成18年通常国会に提出する。</p> | <p>重要 6 (1)</p> | <p>措置済み</p> | <p>○政管健保の公法人化について盛り込んだ「健康保険法等の一部を改正する法律」が平成18年通常国会において成立。これに基づき、平成20年10月、「全国健康保険協会」設立。</p> <p>○年金新組織(「ねんきん事業機構」(厚生労働省の特別の機関)の設置)について盛り込んだ「ねんきん事業機構法案」を平成18年通常国会に提出、同年臨時国会において廃案。</p> <p>○年金の財政責任・管理責任は国が担う一方、その運営業務は非公務員型の新法人に担わせること(「日本年金機構」の設立)について盛り込んだ「日本年金機構法」が平成19年通常国会において成立。</p> <p>○平成19年8月、日本年金機構の職員の採用及び業務の委託の基本的事項について、学識経験者の意見を聴くため、内閣官房において「年金業務・組織再生会議」</p> |

| | | | |
|---|-----------------------------------|---|---|
| <p>○年金福祉施設等については、5年後の廃止を前提とした独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構において整理合理化を進めるとともに、年金福祉施設等の運営等が委託されている公益法人についても、廃止・統合等の抜本的な見直しを速やかに進める。</p> <p>3. 行政効率化 <行政効率化推進計画></p> <p>○各府省は、納税者の視点に立って、各府省毎に作成した行政効率化推進計画（平成16年6月15日行政効率化関係省庁連絡会議取りまとめ）に基づき、「行政コスト削減に関する取組方針」（平成11年4月27日閣議決定）の取組を引き継ぎ、関係府省に共通する主要な取組を実施するなど行政効率化を推進する。</p> <p>○各府省は、毎年予算案決定後、行政効率化推進計画の取組実績を国民に分かりやすい形で公表し、フォローアップを行う。</p> | <p>重要 6 (5)</p> <p>方針 2 ア</p> | <p>一部措置 済み</p> <p>措置済み (継続的に措置)</p> | <p>を、平成20年6月まで33回開催。同会議の最終整理を踏まえ、平成20年7月29日、「日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画」を閣議決定。</p> <p>○平成20年11月、日本年金機構の設立に関する事務を行うための設立委員会を設置。同委員会は平成20年12月、「日本年金機構の採用基準について」及び「日本年金機構の労働条件について」を公表。</p> <p>○年金福祉施設等については、平成17年10月に設立された独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構において、5年間で整理合理化を実施。</p> <p>○平成20年12月の行政支出総点検会議の「指摘事項」を踏まえ、これまでの取組を一層徹底。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度予算における削減効果は▲1,760億円（取組開始後の累計額）。 <ul style="list-style-type: none"> 公用車等の効率化 ▲35億円 公共調達の効率化 ▲708億円 出張旅費の効率化 ▲29億円 等 公用車の削減については、新たに業務用車についても、その必要性を厳格に見直し（25年度までの削減台数：約1,790台）。 ・平成19年度における公共事業コストの縮減効果は▲7,195億円。 |
|---|-----------------------------------|---|---|

| | | | |
|---|---------------------|--|--|
| <p>4. 電子政府 (1) 電子政府の推進 ○「電子政府構築計画」に盛り込まれた施策を着実に実施。 ・国民の利便性・サービスの向上のため、オンライン利用促進及び行政情報の提供の充実、利便性の向上を図る。</p> <p>・業務・システムの最適化（効率化・合理化）</p> | <p>方針 5 (1)</p> | <p>措置済み (継続的に措置)</p> <p>一部措置済み</p> <p>一部措置済み</p> | <p>○これまでの取組を抜本的に見直した「オンライン利用拡大行動計画」（平成 20 年 9 月 12 日 IT 戦略本部決定）に基づき、新たなオンライン利用促進の取組を強力に推進。</p> <p>○電子政府の総合窓口（e-Gov）を活用した手続を平成 18 年 4 月に開始し、各府省の手続きの移行を実施中（平成 21 年 3 月末現在、11 府省が実施）。</p> <p>○最適化対象の業務・システム 87 分野のうち、86 分野について最適化計画を策定。引き続き最適化を推進。</p> |
| <p>(2) 電子自治体の推進 <オンライン化促進、共同アウトソーシングの推進等> ○行政手続のオンライン化に係る地方公共団体の取組を一層促進する。</p> <p>○電子自治体業務の標準化・共同化により、情報通信技術を活用した業務改革を推進するとともに、「共同アウトソーシング」を推進する。</p> | <p>方針 5 (2)</p> | <p>措置済み (継続的に措置)</p> | <p>○オンライン手続の利用者に対するインセンティブの付与及び添付書類の削減のための地方公共団体の取組の参考として、オンライン利用促進ワーキンググループ報告書「インセンティブ付与」・「証明書等のペーパーレス化」をとりまとめ地方公共団体に提示。</p> <p>○申請・届出、入札、歳入、地方税の申告手続等の電子化の推進について地方財政措置を実施。</p> <p>○共同処理センターにおいて活用する電子申請等の各種アプリケーションの開発、共同処理センターの設置に対する地方財政措置を実施。</p> |
| <p>(3) 電子政府・電子自治体の共通基盤の利活用の推進 <共通基盤の利活用の推進> ○国民の本人確認について、電子政府・電子自治体の共通基盤である公的個人認証サービスの利活用を推進</p> | <p>方針 5 (3)</p> | <p>措置済み (継続的に措置)</p> | <p>○各府省の電子申請システムについては、公的個人認証サービスに一部対応。また、平成 20 年 4 月 1 日現在、47 都道</p> |

| | | | |
|---|---------------------|--|---|
| <p>する。</p> <p>○住民基本台帳ネットワークシステムの利活用を促進する。</p> <p>○国の行政機関と地方公共団体との間のネットワークについては、原則として霞が関WAN・総合行政ネットワーク(LGWAN)を活用する。</p> <p>(4) 情報セキュリティ・個人情報保護対策の推進</p> <p>○「各府省庁の情報システム及びその運用に関する安全基準」を策定し、各府省庁の情報セキュリティ水準の斉一的な引き上げを図る。</p> <p>○電子政府の基盤法制である行政機関個人情報保護法等の適切かつ厳格な運用を行う。総務省は、法の施行状況について報告を求めること等により、適正な運用の確保を図る。</p> | <p>方針 5 (4)</p> | <p>一部措置 済み</p> <p>措置済み (継続的 に措置)</p> | <p>府県と一部の市区町村における各種手続において公的個人認証サービスに対応。</p> <p>○公的個人認証サービス利用のための設定の大幅な簡略化を実施。</p> <p>○国の行政機関等に対して、住基ネット利用の働きかけを行っているところ。また、住民基本台帳カードについて、引っ越しても失効しない仕組みに係る住基法改正案を国会に提出するとともに、交付手数料を無料化する市町村に対し新たな財政措置を実施するなど、普及を進めているところ。</p> <p>○霞が関WAN・LGWANの活用を検討しているシステムについて、最適化計画等に基づいて、活用のための必要な措置を実施。</p> <p>○「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準(第3版)」に基づき、各府省庁において当該省庁の情報セキュリティポリシーを改訂し、情報セキュリティ対策を推進。内閣官房では、2008年度における各府省庁の情報セキュリティ対策状況を対策実施状況報告として取りまとめ、平成21年4月開催予定の第21回情報セキュリティ政策会議において、その概要の総合評価を実施する予定。</p> <p>○各行政機関及び各独立行政法人等においては、監査・点検、職員に対する教育研修等、所要の措置を実施。</p> <p>○総務省においては、施行状況調査の報告を求め、適正な運用を徹底。</p> |
|---|---------------------|--|---|

| | | | |
|---|---|---|--|
| <p>5. 地方分権の推進</p> <p>(1) 市町村合併の推進</p> <p>○与党行財政改革推進協議会における「市町村合併後の自治体数を 1000 を目標とする」という方針を踏まえ、引き続き自主的な市町村合併を積極的に推進し、行財政基盤を強化する。</p> <p>(2) 地方行革の推進</p> <p>○社会経済情勢の変化を踏まえ更に積極的な取組を促進するため、行政改革推進のための新たな指針を平成 16 年度末までに策定する。</p> <p>また、定員・給与等の人事運営の状況、民間委託等の実施状況、財務状況について、他の団体と比較可能な形で公表を地方公共団体に要請するとともに、地方公共団体の行政改革に関する取組状況を平成 17 年度から順次公表し、優良事例についても幅広く周知を図る。</p> | <p>方針 8 (1)</p> <p>方針 8 (2)</p> | <p>措置済み (継続的に措置)</p> <p>措置済み (継続的に措置)</p> | <p>○平成 17 年 4 月以降においても、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号。以下「合併新法」という。）に基づき、引き続き市町村合併を積極的に推進。</p> <p>○平成 11 年 3 月末に 3,232 あった市町村は、平成 21 年 3 月末には 1,778 となるなど、市町村合併は相当程度進展。合併新法下における合併は 31 件が実現。</p> <p>○総務省において、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（平成 17 年 3 月 29 日付け総務事務次官通知）を策定し、各地方公共団体に対し「集中改革プラン」の公表をはじめとした行政改革の積極的な推進を要請。</p> <p>○また、地方行革の更なる推進のため「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成 18 年 8 月 31 日付け総務事務次官通知）を策定し、「総人件費改革」、「公共サービス改革」及び「地方公会計改革」の 3 つの改革について、一層の行政改革の推進に努めるよう要請。</p> <p>○上記指針にて要請した項目について、各団体の取組状況を団体間で比較可能な形で、平成 20 年度も公表（平成 20 年 10 月 31 日公表）。</p> <p>○地方公共団体における民間委託の推進や指定管理者制度の活用、事務事業の再編・整理等の代表的な行政改革の取組事例を取りまとめた「行政改革事例集」を平成 20 年度も作成し、地方公共団体に周知。</p> |
|---|---|---|--|

| | | | |
|---|------------|---------------------------|---|
| <p>6. その他 <中央省庁等改革の的確な実施> ○中央省庁等改革について、行政改革会議最終報告や「中央省庁等改革基本法」（平成10年法律第103号）の趣旨に沿った組織・制度の運営が行われているか、今後の与党における中央省庁等改革の実施状況に係る議論を踏まえた点検を行う。</p> | <p>方針9</p> | <p>措置済み （継続的に措置）</p> | <p>○今後の与党における中央省庁等改革の実施状況に係る議論を踏まえ、点検を実施。</p> |
|---|------------|---------------------------|---|

※各区分の定義

措置済み：平成21年3月31日現在措置済みであり、今後、措置予定のないもの

措置済み(継続的に措置)：平成21年3月31日現在措置済みであるものの、今後も継続的に措置予定のもの

一部措置済み：平成21年3月31日現在一部が措置済みであり、未措置であるものについて、今後、措置予定のもの

未措置：平成21年3月31日現在すべて未措置であるもの